

常滑市やきもの散歩道地区景観規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び常滑市やきもの散歩道地区景観条例（平成22年常滑市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例によるものとする。

(行為の届出等)

第3条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、常滑市やきもの散歩道地区景観計画区域における行為の届出書（様式第1）に景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項各号に規定する行為の届出をしようとする者は、前項の届出書に次に掲げる図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては、適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 法第16条第2項に基づく届出をしようとする者は、常滑市やきもの散歩道地区景観計画区域における行為の変更届出書（様式第2）に前2項に規定する図書のうち当該変更に係る図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

4 法第16条第5項に基づき通知をしようとする者は、常滑市やきもの散歩道地区景観計画区域における行為の通知書（様式第3）に第1項又は第2項に規定する図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第4条 条例第11条第1項の規定による公表は、常滑市公告式条例（昭和29年常滑市条例第2号）

第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

(景観重要建造物の指定等)

第5条 法第21条第1項の通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第4)によるものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、法第21条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要建造物の名称

3 法第22条第1項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第5)に省令第9条第2項各号に掲げる図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

4 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第6)により前項の規定による申請者に通知するものとする。

5 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、景観重要建造物指定解除通知書(様式第7)により当該景観重要建造物の所有者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定等)

第6条 法第30条第1項の通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第8)によるものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、法第30条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要樹木の樹種

3 法第31条第1項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第9)に省令第14条第2項各号に掲げる図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

4 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第10)により前項の規定による申請者に通知するものとする。

5 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、景観重要樹木指定解除通知書(様式第11)により当該景観重要樹木の所有者に通知するものとする。

(推進会議の会長等)

第7条 条例第17条第1項の規定により設置する常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議（以下「推進会議」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第8条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進会議の部会)

第9条 会長は、条例第17条第2項各号に掲げる事項の一部を調査審議させるため推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に会長が指名する部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。